

令和8年3月5日

甌島商船株式会社

「輸送の安全の確保に関する命令」について

本日、国土交通省九州運輸局から甌島商船株式会社（以下「当社」）に対して「輸送の安全の確保に関する命令」が発出されました。これは、当社において経営する串木野・川内～甌島航路に運航する「フェリーニューこしき」が、里港出港時に岸壁及び可動橋に接触する事故が令和7年2月5日に発生しました。また、令和7年3月31日に「結Lineこしき」が、里港入港時に可動橋に接触する事故が発生しました。

これを受けて、当局が海上運送法第25条第1項に基づく検査をしたところ、船舶安全法等に違反する事実が確認されたことから、再発防止と輸送の安全を確保するため、海上運送法第19条第2項に基づき、早急に改善措置を講じ、報告するよう命令を受けたものであります。（内容につきましては[こちら](#)をご参照ください。）

航路事業者として最も重要な安全管理体制において、このような事態を招きましたことを深く反省するとともに、お客様並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社では受けた命令を真摯に受け止め、安全管理体制を再構築し、再発防止策に確実に取り組むことで、全社一丸となって信頼の回復、更なる安全運航の確保に努めて参ります。

以 上